

介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供（令和7年4月1日施行）

【1：概要】

- ・対象：介護に直面する前の早い段階(40歳等)の労働者
- ・実施時期：①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間）又は②労働者が40歳に達した日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか。
- ・情報提供事項：① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容）
② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など）
③ 介護休業給付金に関すること
- ・情報提供の方法：①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか
（①はオンライン面談も可能）

【2：情報提供に従業員研修動画を用いる場合のメール文案】

対象従業員各位

介護に直面する前の早い段階(40歳等)になった方へこのメールを送付しています。

介護休業や介護両立支援制度等については、東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、介護休業制度・介護休暇制度・所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限等を確認してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html

また、実際に介護制度の申請いただく場合は、（例：社内イントラネットの申請手続き）をご確認ください。

介護制度利用中の介護休業給付金については、（例：社内イントラネットの申請手続き）に掲載されていますので、ご確認ください。

介護制度に関する問い合わせは、（例：管理部人事係 内線〇〇〇〇）までお問い合わせください。